

厚生年金の知識

最終回

厚生年金の給付を受けるためには、受給権のある人が、その権利を裁定（確認）してもらう必要があります。

裁定のための手続きは、原則として、年金を受ける人が最後に勤めていた事業所を管かつする社会保険事務所に「裁定請求書」を提出します。

「裁定請求書」は、社会保険事務所から社会保険庁に送られ裁定後は直接本人に通知されます。なお、脱退手当金については、社会保険事務所長が裁定を行なうことになっています。

年金は、毎年二月、五月、八月、十一月の四回に分けて、それぞれ前月までの三か月分が支払われます。

ただし、通算老齢年金、特例老齢年金、通算遺族年金の支払



いは毎年六月、十二月の二回です。

年金は、受ける人があらかじめ希望した銀行や郵便局を通じて支払われます。

年金は自動的に支払われますので、引き続き年金を支給してよいかどうかを判断するため、受給者は毎年一回「現況届」を提出することになっています。

「現況届」の提出を怠ると、

年金の受け方

年金の支払いがとめられることがあります。

年金が受けられる期間は、年金を受ける権利が発生した月の翌月から、権利がなくなった月までです。

なお、年金が受けられる条件に該当していながら、裁定の手続きをせずに五年たちますと、年金を受ける権利は時効で消滅することになっていますので、注意しましょう。

やさしい国民年金相談室

シリーズ⑤

年金を受けるためには？

問 老齢年金を受けるようになったから、しなければならぬ手続きを教えてください。

答 老齢年金を受けるためには、自分で請求することが必要です。（年金を受けるためには、受給資格があっても、黙っていたのでは支給されません。自分で請求することが必要です。）したがって、老

齢年金受給権者が、つぎの事項に該当したときは、届出をしなければなりません。
届書などの用紙は市民課年金係に用意してあります。

年金の受給者が住所・支払機関を変更したときは、すみやかに届けましょう。

各年金受給者が住所、支払機関を変更したときは、受給者心得の小冊子（証書と一緒に送られてくる）のなかにとじ込みになっておりますのでご利用ください。

届出などが必要とする場合	届書などの名前	届出期限	提出先
毎年引続いて年金を受けようとするとき	国民年金受給権者現況届	毎年誕生日の末日	市役所 社会保険庁年金保険部業務第二課 (〒168東京都杉並区高井戸西3-5-24)
氏名をかえたとき	国民年金受給権者氏名変更届	14日以内	
住所をかえたとき	国民年金受給権者住所変更届	14日以内	
年金を受けとる方法や支払機関をかえようとするとき	国民年金払渡方法・払渡希望機関変更届	そのつど	
国民年金支払通知書が届かなかったりなくなったりしたとき	国民年金支払通知書亡失（未着）届	そのつど	
年金証書をなくしたりしたとき	国民年金証書再交付申請書	そのつど	
2つ以上の年金を受ける権利を得たとき	国民年金受給選択申出書	すみやかに	
障害者になったため年金の額がかわるとき	国民年金額改定請求書	すみやかに	市役所
年金を受けていた人が死亡したとき	国民年金受給権者死亡届	14日以内に	
未支給年金を受けようとするとき	国民年金未支給年金支給請求書	すみやかに	

また、住所変更を伴わない支払機関の変更は絶対しないよう協力願います。

支払機関の変更が提出されますとこれから年金請求をしようとする人の決定が遅くなり、いくら機械化してもスピード処理ができません。一度決定したら、住所が変らない限り支払機関の変更はしないよう再度お願いいたします。

五月は現況届の提出時期

五月は国民年金の障害年金、母子年金、寡婦年金、遺児年金の受給者の現況届の提出時期です。期限内に必ず提出してくださいようお願いいたします。

現況届の提出は権利（受給）と義務（提出）関係です。どうぞお忘れなく！！

社会保険相談

五月の相談日は
五月十九日（火）午前十時から午後四時までです。

社会保険事務所が遠隔なため、この機会を逃さずにご利用ください。

事業所の健保・厚生担当の方、一般の被保険者、以前そうであった方、ご質問でも請求相談なんでも構いません。ご来庁のかたは、恐れいりますがあらかじめ市民課年金係（☎三二二一内線二四二二）までご連絡ください。